

シリコン若しくはシリコンゲルマニウムのエピタキシャル成長装置
又はその部分品若しくは附属品
輸出令別表第1の7の項(16)、省令第6条第十七号ウ

貨物名：
メーカー名：
型及び銘柄：

パラメータシート
エレクトロニクス・貨物
様式：6-17-18/ウ (1/1)
CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回	答	備考
ウ シリコン(※)又はシリコンゲルマニウム(※)のエピタキシャル成長用に設計した装置又はその部分品若しくは附属品か？ (※):炭素を添加したものを含む。 (解釈) 「部分品・附属品」: 他の用途に用いることができるものを除く。 貨物等省令第6条第十七号の柱書の「部分品・附属品」の判定基準は、第十七号に該当の半導体製造装置に専用に設計されたものであって、該当となる機能・特性に必要不可欠であるか否かで判断する。	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ↓ 部分品・附属品の場合は本体装置名を記入 本体装置名 () 以下本体装置で判定	「いいえ」を選択した場合は、その理由を記すこと。 (理由)
(一) 複数のチャンバーを有し、かつ、複数の工程間において0.01パスカル以下の真空状態又は水と酸素の分圧が0.01パスカル未満の不活性な環境を維持することができる装置か？	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	
(二) 前処理としてウエハーの表面を清浄化するために設計したチャンバーを1以上有する装置か？	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	
(三) エピタキシャル成長の動作温度が685度以下である装置か？	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ←判定結果へ	
判定結果	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	
該当項番	① 輸出令別表第1の7の項(16) ② 貨物等省令の条項等の番号等: 省令第6条第十七号ウ		

注1: 回答の下の()内には、該・非に拘わらず本体装置名を記入する。数値は、設計値、カタログ又は仕様書等の数値を記入する。

注2: 回答欄右欄の「 はい」にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

アニール装置又はその部分品若しくは附属品

輸出令別表第1の7の項(16)、省令第6条第十七号ク

貨物名：
メーカー名：
型及び銘柄：

パラメータシート
エレクトロニクス・貨物
様式:6-17-22/ク (1/1)
CISTEC 2024.02.01
(令和6年2月1日施行省令等対応)

質問事項	回	答	備考
ク アニール装置又はその部分品若しくは附属品か？ (解釈) 「部分品・附属品」: 他の用途に用いることができるものを除く。 貨物等省令第6条第十七号の柱書の「部分品・附属品」の判定基準は、第十七号に該当の半導体製造装置に専用に設計されたものであって、該当となる機能・特性に必要不可欠であるか否かで判断する。	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ↓ 部分品・附属品の場合は本体装置名を記入 本体装置名 () 以下本体装置で判定	「いいえ」を選択した場合は、その理由を記すこと。 (理由)
0. 01パスカル以下の真空状態において稼働するか？	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ↓	
(一) 銅のリフローを実施することにより、銅配線の空隙又は継ぎ目を最小化し、又はなくすことができるものか？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←判定結果へ	
(二) コバルト又はタングステンの充填金属のリフローを実施することにより、空隙又は継ぎ目を最小化し、又はなくすことができるものか？	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input checked="" type="checkbox"/> はい ←判定結果へ	
判定結果	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	
該当項番	① 輸出令別表第1の7の項(16) ② 貨物等省令の条項等の番号等: 省令第6条第十七号ク () 【()】に該当項目を記入する		

注1: 回答の下の()内には、該・非に拘わらず本体装置名を記入する。数値は、設計値、カタログ又は仕様書等の数値を記入する。

注2: 回答欄右欄の「 はい」にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

印